

地震災害対策・風水害等対策編
附 編

東海地震に係る
周辺地域としての対応計画

第1章 総 則	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 基本方針	2
第1 計画の内容	2
第2 計画の範囲	2
第3 前提条件	3
第4 計画の実施	3
第5 計画の位置づけ	3
第3節 今後の課題	4
第2章 防災機関の業務	5
第1節 市の実施する業務	5
第2節 防災関係機関の実施する業務	6
第3章 事前の措置	11
第1節 東海地震に備えて促進すべき事項	11
第1 情報伝達手段の整備	11
第2 自主防災組織の育成	11
第3 建築物の耐震対策	11
第4 道路・河川・急傾斜地等崩壊防止施設の対策	12
第5 被害想定調査の検討	12
第6 食糧確保の計画化	12
第7 学校、病院、要配慮者関連施設等の耐震性の強化	12
第2節 事業所に対する指導及び要請	14
第1 一般の事業所に対する指導	14
第2 防災上重要な事業所に対する指導	15
第3 食糧、生活物資等を扱う事業所に対する指導、要請	15
第4 金融機関に対する要請	16
第3節 広報及び教育	17

第 1 広報	17
第 2 教育	18
第 4 節 地震防災訓練.....	21
第 1 総合防災訓練.....	21
第 2 防災関係機関の訓練.....	21
第 3 住民・事業所等が実施する訓練.....	21
第 4 章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	22
第 1 節 東海地震注意情報の伝達	22
第 1 伝達系統及び伝達手段	22
第 2 伝達体制	23
第 3 伝達事項	23
第 2 節 活動体制の準備	24
第 3 節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報.....	26
第 4 節 混乱防止の措置	28
第 5 章 警戒宣言発令に伴う対応措置	30
第 1 節 活動体制.....	30
第 1 市災害対策本部の設置	30
第 2 各部の対応	31
第 3 各防災機関の活動体制	32
第 2 節 警戒宣言の伝達及び広報	33
第 1 警戒宣言の伝達.....	33
第 2 警戒宣言時の広報	34
第 3 警戒解除宣言の伝達.....	35
第 3 節 警備対策.....	36
第 1 基本的な活動.....	36
第 2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動.....	36
第 4 節 水防・消防対策	37

第5節 公共輸送対策	38
第1 東日本旅客鉄道(株)の措置.....	38
第2 東武鉄道(株)、流鉄(株)、首都圏新都市鉄道(株)の措置.....	40
第3 バス、タクシー等対策.....	41
第6節 交通対策	42
第1 警察の対策.....	42
第2 道路管理者の対策.....	42
第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策	44
第1 上水道対策.....	44
第2 下水道対策.....	45
第3 電気対策.....	46
第4 ガス対策.....	48
第5 通信対策.....	51
第8節 学校・病院・要配慮者関連施設等対策	53
第1 学校対策.....	53
第2 病院対策.....	53
第3 要配慮者関連施設等対策.....	54
第9節 避難対策	55
第10節 救護救援対策・防疫対策・保健活動対策	56
第1 救護救援対策.....	56
第2 防疫対策.....	57
第3 保健活動対策.....	57
第11節 その他の対策	58
第1 食糧、医薬品の確保.....	58
第2 緊急輸送の実施準備.....	58
第3 市が管理運営する施設対策.....	58
第4 市税、使用料等の申告、納付等に関する措置.....	58
第5 その他（危険な動物の逃走防止）.....	59
第6章 市民等のとるべき措置と対応	60
第1節 市民のとるべき措置と対応	61

第2節 自主防災組織のとりべき措置	63
第3節 事業所のとりべき措置	64

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

国の中央防災会議は、平成13年度に東海地震の震源等を再検討し、地震動、津波についてシミュレーションを実施した結果、東海地震に係る強化地域として8都県（東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）の263市町村を平成14年4月23日に指定した。

本市はこの地域に指定されていないが、流山市を含む千葉県はこれら強化地域の周辺地域として震度5強程度の揺れが予想され、通勤・通学・その他不特定多数の来訪者が集まる地区もある現状から、東海地震発生のおそれがあるとして警戒宣言が発令された場合には、社会的な混乱の発生も懸念されるところである。

このため、市防災会議においては、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震が発生した場合に被害を最小限にとどめることを目的として本計画を策定することとした。

第2節 基本方針

この計画は、次の考え方を基本として作成した。

第1 計画の内容

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、市及び防災関係機関が、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- ア 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- イ 地震が発生した場合に被害を最小限にとどめるために必要な措置等を定めることによつて、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

2 計画再提示の留意点

計画の策定に当たっては次の事項に留意したが、今後、計画を実施するうえでも十分配慮するものとする。

- ア 警戒宣言が発令された日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、保育所（園）、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別に措置する。
- イ 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるため、対策の優先度に配慮して、必要な対策を講じる。
- ウ 東海地震が発生した場合の市域の予想震度に応じた対策を講じる。
- エ 本市及び防災関係機関並びに隣接市町等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

第2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれがなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表時から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。なお、地震発生後の応急、復旧対策は、本市地域防災計画（地震災害対策・風水害等対策編）「第3章 災害応急対策計画」及び「第4章 災害復旧対策計画」で対処する。

第3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- ア 東海地震が発生した場合の千葉県の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- イ 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

第4 計画の実施

本市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

第5 計画の位置づけ

本計画は、「本市地域防災計画（地震災害対策・風水害等対策編）」の附編として位置づける。

第3節 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。しかし、地震予知を前提とした対応措置は震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置についてさらに検討を加える必要のあるものもある。

今後、国や県が実施する調査及び住民の意識調査等を通じて、さらに充実した計画としていくものとする。

第2章 防災機関の業務

第1節 市の実施する業務

- 1 市防災会議及び市災害対策本部の設置、運営に関すること
- 2 東海地震対策の連絡調整に関すること
- 3 東海地震に係る予防、応急対策に関すること
- 4 東海地震予知情報等の受理、伝達に関すること
- 5 広報、教育、防災訓練に関すること
- 6 消防、水防対策に関すること
- 7 市が管理又は運営する施設対策に関すること
- 8 例外措置としての住民避難に関すること

第2節 防災関係機関の実施する業務

1 県

機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱
県東葛飾地域振興事務所	1 管内市町の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関すること 2 管内の被害集計に関すること
県 東 葛 飾 土 木 事 務 所	1 道路及び橋梁の保全に関すること 2 水防に関すること 3 河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関すること 4 土木資材の確保に関すること 5 県営住宅の保全に関すること 6 建築物の防災に関すること 7 宅地の防災に関すること 8 下水道施設の保全に関すること
松戸健康福祉センター (松 戸 保 健 所)	1 社会福祉施設の保全に関すること 2 社会福祉施設の入所者等の保護安全に関すること 3 災害救助に関すること 4 医療救護に関すること 5 医薬品等の確保、供給に関すること 6 防疫及び保健衛生に関すること
県 水 道 局	1 県営水道施設の保全に関すること 2 水道水の供給、確保に関すること
流 山 警 察 署	1 警備本部の設置、運営に関すること 2 各種情報の収集、伝達に関すること 3 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること 4 交通の混乱等の防止に関すること

2 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱
関 東 管 区 警 察 局	1 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関すること 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
関 東 財 務 局 千 葉 財 務 事 務 所	1 金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関すること
関 東 農 政 局	1 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関すること 2 農林漁業関係金融機関に対する指導に関すること
農 林 水 産 省 農 産 局 長	1 政府所有米穀の供給に関すること
関 東 森 林 管 理 局	1 国有林野の保全に関すること 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること
関 東 経 済 産 業 局	1 生活必需品等防災関係物資の安定的供給の確保に関すること 2 商鉦業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること 2 鉦山における災害の防止及び、災害時の応急対策に関すること
関 東 運 輸 局 千 葉 運 輸 支 局	1 船舶による安全輸送の指導に関すること 2 鉄道による安全輸送の指導に関すること 3 自動車(バス、タクシー、トラック)による安全輸送の指導に関すること
国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局	1 河川施設、道路施設の保全に関すること 2 緊急輸送の確保助言に関すること
江 戸 川 河 川 事 務 所	1 河川施設の保全に関すること
東 京 空 港 局 成 田 空 港 事 務 所	1 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関すること 2 航空機の運航の安全と確保に関すること 3 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関すること
東 京 管 区 気 象 台 銚 子 気 象 台	1 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関すること 2 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること 3 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関すること
関 東 総 合 通 信 局	1 災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡に関すること 2 非常通信の運用に関すること
千 葉 労 働 局	1 産業安全(鉦山保安関係は除く。)に関すること

3 自衛隊

機 関 の 名 称		業 務 の 大 綱
陸上自衛隊	習志野駐屯地 第1空挺団	1 県との連絡・調整に関する事 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事 3 災害発生時における救援活動の実施に関する事
	松戸駐屯地 需品学校	1 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事 2 災害発生時における救援活動の実施に関する事

4 指定公共機関

機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱
東日本電信電話(株) 千葉事業部	1 電報・電話等の通信の確保に関する事
(株)NTTドコモ千葉支店	1 携帯電話等の通信の確保に関する事
KDDI(株)	1 電話、携帯電話等の通信の疎通に関する事
ソフトバンク(株)	1 電話、携帯電話等の通信の確保に関する事
日本赤十字社 千葉県支部	1 救護班の編成並びに医療、助産、遺体処理(一時保管を除く)に関する事 2 災害救護に関する事 3 日赤医療施設の保全に関する事 4 血液センター施設の保全に関する事
日本放送協会 千葉放送局	1 東海地震予知情報等の放送に関する事 2 放送施設の保全に関する事
東日本高速道路(株) 谷和原管理事務所	1 東日本高速道路の保全に関する事 2 東日本高速道路の災害復旧に関する事 3 緊急交通路の確保に関する事
首都高速道路公団(株)	1 首都高速道路の保全に関する事 2 緊急交通路の確保に関する事
東日本旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の保全に関する事 2 鉄道輸送の確保に関する事 3 鉄道旅客の混乱防止に関する事
東京瓦斯(株)千葉支店	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事
日本通運(株) 千葉支店	1 貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送に関する事
東京電力パワーグリッド (株)東葛支社	1 電力の需給に関する事 2 電力施設等の保全に関する事
日本郵便(株) 流山郵便局	1 郵便、為替貯金、簡易保険各事業の業務運行管理及びこれら施設の保全に関する事

5 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱
公益社団法人千葉県医師会	1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県薬剤師会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
公益社団法人 千葉県看護協会	1 医療救護活動に関すること 2 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
京和ガス(株) 京葉瓦斯(株)東葛支社	1 ガスの供給に関すること 2 ガス施設、装置、設備の保全に関すること
東武鉄道(株) 流鉄(株) 首都圏新都市鉄道(株)	1 鉄道施設の保全に関すること 2 鉄道輸送の確保に関すること 3 鉄道旅客の安全及び混乱防止に関すること
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	1 東海地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保全に関すること
一般社団法人千葉県 トラック協会	1 物資の緊急輸送の確保に関すること
一般社団法人千葉県 バス協会	1 旅客輸送の確保に関すること 2 人員の緊急輸送の確保に関すること

6 公共的団体

機関の名称	業務の大綱
とうかつ中央農業協同組合	1 市が行う農作物被害状況調査及び応急対策への協力に関する こと。 2 被災組合員に関する融資及びあっせんに関すること。 3 災害時における食糧及び物資の供給に関すること。
土地改良区 (流山市新川、流山市、 坂川、富士川)	1 土地改良施設の保全に関すること
一般社団法人 流山市医師会	1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 流山市歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会医療機関との連絡調整に関すること
流山市薬剤師会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3 薬剤師会との連絡調整に関すること
流山商工会議所	1 物価安定についての協力に関すること 2 救助物資、復旧資材の確保及びあっせんについての協力に関する こと
(社福)流山市 社会福祉協議会	1 被災者に対する救援物資の配分及び避難所内の支援業務等の 協力に関すること 2 ボランティアに関すること 3 災害応急対策についての協力に関すること
(株)ジェイコム千葉	1 東海地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保全に関すること

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備えて促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限に止めるためには、平常時から準備を進めておくことが必要である。

このため「流山市地域防災計画地震災害対策・風水害等対策編」においても予防計画を定めているところであり、大部分は共通するところであるが、東海地震については予知できる可能性があり、かつ近い将来の発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に取り組むべき事項について定めるものとする。

第1 情報伝達手段の整備

【防災危機管理課】

住民に地震情報等を迅速に伝達するため、また地震発生時に迅速かつ的確な対応を図るため、防災行政無線施設の整備促進を図る。また、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。

第2 自主防災組織の育成

【防災危機管理課】

行政機関と住民が一体となって総合的な防災体制を確立していくため、自主防災組織の育成を図る。

第3 建築物の耐震対策

【建築住宅課】

建築物の耐震対策は、地震災害対策・風水害等対策編第2章第3節「第4 建築物の耐震等による安全対策」を準用する。

第4 道路・河川・急傾斜地等崩壊防止施設の対策

【防災危機管理課・道路管理課・道路建設課・河川課・消防防災課・県東葛飾土木事務所】

道路・橋梁施設の対策は、地震災害対策・風水害等対策編第2章第3節「第7 道路及び交通施設の安全化」、河川管理施設の対策は、同じく第3節「第8 河川の整備」、また、急傾斜地等崩壊防止対策は、同じく第2節「第1 土砂災害の防止」を準用する。

第5 被害想定調査の検討

【防災危機管理課】

東海地震にかかる周辺地域としての対応計画策定の基礎となる前提条件及び地域別影響度等を把握するため、国や県が実施した被害想定調査等の結果を分析するとともに、市の区域に関する震度分布、被害予測等に係る調査の実施を検討する。

第6 食糧確保の計画化

【農業振興課】

発災時における応急食糧の配給において、市は、米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引渡しを受ける。なお、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、管内の米穀小売販売業者又は卸売業者等と、精米計画を策定する。

第7 学校、病院、要配慮者関連施設等の耐震性の強化

【学校施設課・学校教育課・社会福祉課・要配慮者関連施設・医療機関】

(1) 学校及び教育施設における対策

- | | |
|---|---|
| ア | 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全教職員が点検確認するとともに、その取扱いの熟知に努める。 |
| イ | 戸棚・本棚・ロッカー・下駄箱等は、倒壊しないよう固定化に努める。 |
| ウ | 避難経路となる廊下・階段・出入口には、避難障害となる戸棚、本棚等を置かない。 |
| エ | 屋内の額縁・掛時計・植木鉢等、落下しやすい物品の設置場所、設置方法等に留意する。 |
| オ | 万年壷・バックネット・国旗掲揚塔・体育遊具施設等の倒壊方向を、可能な限り把握しておく。 |
| カ | 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下、倒壊防止及び出火防止に留意する。 |

(2) 一般病院、診療所、助産所等における対策

- ア 医療器具の転倒、落下物の落下の防止対策に努める。
- イ 医療品及び危険物等の安全対策に努める。
- ウ 飲料水、薬品等の備蓄に努める。
- エ 発電機の整備に努める。
- オ 防火及び避難誘導計画の作成と訓練を実施する。

(3) 要配慮者関連施設における対策

- ア 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定等の安全措置に努める。
- イ 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策に努める。
- ウ 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保に努める。

第2節 事業所に対する指導及び要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きく、その協力は必要不可欠である。

第1 一般の事業所に対する指導

【防災危機管理課・予防課・消防署】

市は、関係各事業所に対し、次の事項について指導及び協力要請等を行う。

- 1 出火の防止措置
- 2 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い
- 3 防災教育訓練の実施
- 4 顧客・従業員の安全確保
- 5 情報収集・伝達・広報
- 6 薬品等地震による出火危険性のある物品の安全措置
- 7 営業方針、従業員の時差退社
なお、金融機関、食料品等生活必需物資を取り扱う事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として平常の営業を継続するよう協力要請するものとする。
- 8 防災用品・食料品の備蓄
- 9 その他必要な事項

第2 防災上重要な事業所に対する指導

【予防課・消防署】

消防本部は、防災上重要な管内事業所に対し、警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう指導する。

- | |
|---|
| <p>1 対象事業所
消防法第8条第1項もしくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所</p> <p>2 計画策定上の指導事項</p> <p>〔消防計画〕</p> <ul style="list-style-type: none">ア 火気の取扱いイ 自衛消防組織ウ 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱いエ 教育訓練オ 顧客、従業員等の安全確保カ 情報収集、伝達、広報キ 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置ク 営業方針、従業員の時差退社ケ その他必要な事項 <p>〔予防規程〕</p> <ul style="list-style-type: none">ア 施設の安全確保のための緊急措置イ 火気の取扱いウ 教育訓練エ 安全設備、消防用設備等の点検、取扱いオ 危険物輸送の安全対策カ 情報収集、伝達、広報キ 必要資機材の点検整備ク 操業方針、従業員の時差退社ケ その他必要な事項 <p>3 指導方法</p> <ul style="list-style-type: none">ア 講習会、研修会イ 印刷物ウ 各種業界の集会エ 消防行政執行時、その他 |
|---|

第3 食糧、生活物資等を扱う事業所に対する指導、要請

【商工振興課・農業振興課・とうかつ中央農業協同組合・流山商工会議所】

市は、食糧及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を行う。

第4 金融機関に対する要請

【金融機関】

(1) 金融機関の業務確保

- ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおり営業を継続する。
- イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。

(2) 金融機関の防災体制の確立

- ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。
- イ 発災後における被害の軽減、及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講じる。

(3) 顧客への周知徹底

- ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭でその旨掲示する。
- イ 上記(1)のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。

第3節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震発生の予知を前提として指導することから、防災対策上適切に対応するためには、防災関係機関の職員はもとより、住民・事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、住民・事業所等が執るべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、住民等がこれを冷静に受止めの確な行動をとることによって、地域が一体となった防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報及び教育活動の徹底を図るものとする。

第1 広報

【防災危機管理課・秘書広報課】

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限に止めるためには、各防災関係機関・住民・事業所の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため各防災関係機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及浸透に努めるものとする。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

1 広報計画、広報例文の作成

広報活動の実施に当たっては、広報の効果的展開を確保するため広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文を作成しておくものとする。

なお、広報例文は、住民・事業所等が理解しやすい簡潔平易な表現を用いるとともに、下記の区分を明示し、情報の混乱防止を図るものとする。

- ア 東海地震に関する調査情報（定例）発表時（平常時）
- イ 東海地震に関する調査情報（臨時）発表時
- ウ 東海地震注意情報発表時（判定会開催）
- エ 東海地震予知情報発表時（警戒宣言発令）

2 広報の内容

広報すべき事項は、概ね次のとおりである。なお、広報の実施に当たっては、特に住民生活、社会活動等に密接に関連する事項に重点を置くものとする。

ア 東海地震に関する一般的知識

(ア) 大規模地震対策特別措置法の概要及び同法運用上のシステム等

(イ) 警戒宣言、判定会、東海地震に関する調査情報（定例・臨時）・注意情報・予知情報の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等

(ウ) 地震が発生した場合の本市域への影響度等

イ 警戒宣言時における主要防災関係機関の執るべき措置

ウ 市民・事業所が具体的に執るべき行動基準

エ その他状況に応じて、事業所又は住民等に周知すべき必要な事項

3 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項の特性により「広報ながれやま」をはじめ、各種印刷物、インターネット等により実施するほか、報道機関（テレビ、ラジオ、新聞）の協力を得て行う。また、広報車その他の広報媒体を活用して広域的、現場的広報を実施する。

第2 教育

【防災危機管理課・学校教育課・消防防災課・各課】

1 市職員に対する教育

警戒宣言が発せられた場合において、それぞれの所管する地震防災応急対策業務が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

(1) 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を含めるものとする。

ア 大規模地震対策特別措置法の内容及び同法運用上のシステム

イ 東海地震に関する知識及び本市域への影響等

ウ 警戒宣言、東海地震に関する調査情報（定例・臨時）・注意情報・予知情報の内容及びこれに基づき執られる措置

エ 本計画に定める内容及び現在講じられている対策

オ 市職員の果たすべき役割及び具体的に執るべき行動

カ 今後取り組むべき課題

キ その他必要な事項

(2) 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については、防災危機管理課及び消防本部が実施するものとし、各部局等においては必要に応じ、各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会・講演会等によるほか、手引書・パンフレット等の配布により、必要な事項の周知徹底を図る。

2 児童・生徒に対する教育

教育委員会は、公立学校の児童・生徒に対し東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全を確保するために必要な知識等の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

また、防災危機管理課は、私立学校の児童生徒等に対する防災教育を公立学校に準じて実施するよう要請する。

(1) 教育内容

- ア 東海地震に関する基本的知識
- イ 東海地震が発生した場合の本市域への影響度及び予想される危険等
- ウ 警戒宣言、東海地震注意情報等が社会現象、人間行動等に与える影響
- エ 警戒宣言時に学校が執る措置
- オ 児童・生徒の学校内及び通学（園）時における安全対策、行動指針
- カ 学校施設等の防災対策
- キ 防災訓練、その他地震対策に必要な事項

(2) 実施手段、指導の考え方等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）を中心に指導し、避難訓練は学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取扱う。

- ア 内容の選択及び指導に当たっては、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- イ 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- ウ 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- エ 避難訓練の実施に当たっては、学級活動及び学校行事等を効果的に関連付けるとともに、指導方法を工夫して児童・生徒が臨場感を持って参加できるよう配慮する。

3 自主防災組織等に対する教育

地域住民に対し東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から地域の安全を確保するために必要な知識及び技能の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

(1) 教育内容

- ア 東海地震に関する基本的知識
- イ 東海地震が発生した場合の本市域への影響及び予想される危険等
- ウ 警戒宣言、東海地震注意情報等が社会現象、人間行動等に与える影響
- エ 警戒宣言時における住民等の行動指針
- オ 自主防災組織等の地震防災対策
- カ 防災訓練、その他地震対策に必要な事項

(2) 教育の方法

防災教育の実施に当たっては、防災リーダー研修会によるほか、市又は自主防災組織が行う防災訓練時に指導する。

第4節 地震防災訓練

第1 総合防災訓練

【防災危機管理課・消防防災課・各課】

市は、毎年実施する総合防災訓練において、警戒宣言発令時における防災体制の円滑、迅速な行動の確立及び的確な防災措置の習熟、住民・事業所との協調体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

訓練にはできる限り住民、事業所の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

また、市は、県が行う総合防災訓練にも積極的に参加するものとする。

第2 防災関係機関の訓練

【防災関係機関】

各防災関係機関は、市主催の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務についての防災計画の習熟、技能の向上等を目的として、個別訓練の実施にも努めるものとする。

訓練の実施に当たっては、必要に応じて他の機関の協力を得るほか、住民・事業所と密接に関連する事項については、これらの積極的な参画を図るものとする。

第3 住民・事業所等が実施する訓練

【防災危機管理課・予防課・消防署】

市及び防災関係機関は、自主防災組織・事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言・指導に努めるものとする。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案し、効果的な訓練が実施されるよう配慮するものとする。

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

第1節 東海地震注意情報の伝達

市が東海地震注意情報を受けたときは、直ちに警戒配備をとり、以下のように対応するものとする。

- ア 市災害対策本部の設置準備
- イ 東海地震注意情報の旨の市長、関係部長等への連絡
- ウ 広報等による住民への周知
- エ 被害が予想される東海地方等への応援準備の検討

第1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

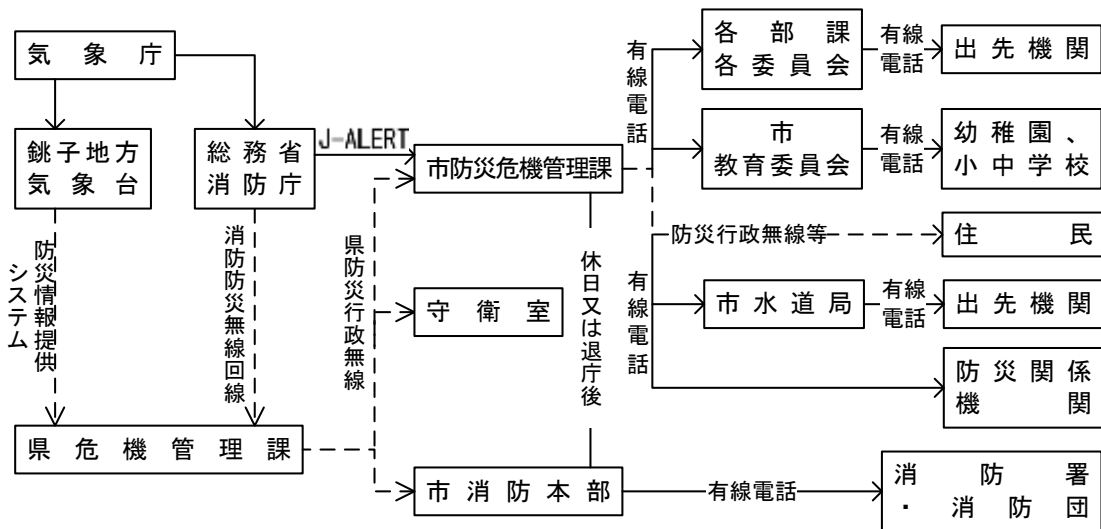


図 4-1-1 東海地震注意情報の伝達系統・伝達手段

第2 伝達体制

【防災危機管理課・消防防災課】

市が県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体に対し、市は直ちにその旨を伝達する。

第3 伝達事項

【防災危機管理課・消防防災課】

- ア 市は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- イ その他必要と認める事項

第2節 活動体制の準備

【防災危機管理課・防災関係機関】

市は、東海地震注意情報を受けた場合は直ちに市災害対策本部等の設置準備のために必要な措置を講じるとともに、社会的な混乱の発生に備え必要な体制をとるものとする。

表 4-2-1(1) 活動内容(1/2)

機 関 名	内 容
市	<p>ア 市災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、市災害対策本部設置準備に入る。</p> <p>イ 職員の参集 職員の参集は、警戒配備体制（地震災害対策・風水害等対策編第3章第1節第1「3 警戒配備」を参照）とする。 なお、夜間、休日等の勤務時間外における職員の参集方法等については、あらかじめ定める災害対策連絡網によるものとする。</p> <p>ウ 東海地震注意情報時の所掌事務 市災害対策本部が設置されるまでの間、防災危機管理課が防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 (ア) 東海地震注意情報、同予知情報及びその他防災上必要な情報の収集伝達 (イ) 社会的な混乱防止のため必要な措置 (ウ) 各防災関係機関との連絡調整 (エ) その他防災上必要な情報の収集・伝達</p>
消 防 本 部	<p>東海地震注意情報を受けたときは、災害活動を除き平常時の業務を縮小又は停止し、警戒宣言発令時に特別配備体制に移行できるよう、次の措置をとる。</p> <p>ア 消防職員の動員 消防長は、東海地震注意情報を受けたときには消防職員の動員を行う。 消防職員は、招集命令を受けたとき又は報道機関の報道等により東海地震注意情報の発表を知ったときは、原則として各自の勤務先へ参集するものとする。</p> <p>イ 関係機関との連絡体制の確立 消防防災課長は、直ちに消防団及び防災関係機関へ確実に情報が伝達される連絡体制を確立するとともに、連絡員を市に派遣する。</p>
消 防 団	<p>消防団は、地震災害対策・風水害等対策編第3章第3節第1「4 消防団の活動」の準備を行うものとする。</p>

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置
第2節 活動体制の準備

表 4-2-1 (2) 活動内容 (2/2)

機 関 名	内 容
流 山 警 察 署	ア 災害警備対策室の設置 イ 関係機関との連絡調整 ウ 情報の受理伝達等
東日本電信電話(株) 千葉事業部	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 エ 電話利用の自粛等の広報活動
(株)NTTドコモ千葉支店	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の規制措置
東日本旅客鉄道(株)	ア 地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社、地区指導センター長及び、現機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 イ 夜間、休日等において地震対策の関係者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。
流 鉄 (株) 東 武 鉄 道 (株) 首都圏新都市鉄道 (株)	東海地震注意情報を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。
その 他 各 防 災 関 係 機 関	東海地震注意情報を受けた場合には、要員を確保し、待機体制をとる。

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報が行われる。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが見込まれる場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部危機管理課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに住民等へ広報する。

表 4-3-1 広報内容

機 関	内 容
日 本 放 送 協 会 千 葉 放 送 局	<p>ア 放送体制</p> <p>(ア) 東海地震注意情報を受けた時点で、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。</p> <p>(イ) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。</p> <p>なお、千葉FM放送では、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。千葉FM放送の周波数（千葉周辺）は80.7MHz。</p> <p>イ 放送内容</p> <p>放送内容は、次の事項を重点とする。</p> <p>(ア) 東海地震注意情報の内容</p> <p>(イ) 強化地域、観測データの解説</p> <p>(ウ) 混乱防止の呼びかけ</p> <p>(エ) 防災知識の紹介</p>
(株)ニッポン放送	<p>ア 広報計画</p> <p>(ア) 気象庁から、東海地震注意情報を受けた報道部デスク（夜間、休日は当直管理職）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。</p> <p>(イ) 連絡を受けた社長又は社長代行者は、直ちに特別放送本部を設置し、特別放送本部の各チーム責任者の招集を命じる。</p> <p>(ウ) 地震パーソナリティは特別放送本部スタジオ、地震レポーターは第一次取材拠点（気象庁、首相官邸、都庁等）に待機する。</p> <p>(エ) 東海地震注意情報のニュース速報を放送し、その後は随時、判定会の動静を中心に放送する。</p>

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置
 第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

機 関	内 容
千葉テレビ放送(株)	<p>ア 広報計画</p> <p>気象庁からの一斉通報を受けた報道デスクは、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。</p> <p>この連絡により編成担当役員は非常事態体制の各責任者の集合を命じ、取材部門の配置をするとともに警戒宣言発令まで、東海地震注意情報及び広報を放送する。</p>
(株)ベイエフエム	<p>ア 放送体制</p> <p>(ア) 東海地震注意情報を受けた場合、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。</p> <p>(イ) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。</p> <p>なお、ベイエフエムでは、県内向けとして住民生活に必要な情報を放送する。ベイエフエムの周波数(千葉周辺)は78.0MHz。</p> <p>イ 放送内容</p> <p>放送内容は、次の事項を重点とする。</p> <p>(ア) 東海地震注意情報の解説</p> <p>(イ) 強化地域、観測データの解説</p> <p>(ウ) 混乱防止の呼びかけ</p> <p>(エ) 防災知識の紹介</p>

第4節 混乱防止の措置

東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するため、各防災機関は次により対応策を講じる。

表 4-4-1 社会的混乱の防止対策

機関	内容
市	<p>市民生活部防災危機管理課は、各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。</p> <p>ア 混乱防止に必要な情報を県を通じて報道機関へ発表する。</p> <p>イ 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整を図る。</p> <p>ウ その他必要な事項</p>
流山警察署	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <p>ア 警戒警備等、必要な措置をとる。</p> <p>イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。</p>
東日本旅客鉄道（株）	<p>東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。</p> <p>ア 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。</p> <p>(ア) 強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>(イ) 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>(ウ) 強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。</p> <p>(エ) 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。</p> <p>(オ) 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。</p> <p>イ 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。</p> <p>ウ 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>エ 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。</p> <p>オ 状況により警察官の応援要請をする。</p>
流鉄（株） 東武鉄道（株） 首都圏新都市鉄道（株）	<p>警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。</p> <p>また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。</p>

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置
第4節 混乱防止の措置

機 関	内 容
東日本電信電話（株） 千 葉 事 業 部	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、地域住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
(株)NTTドコモ千葉支店	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、地域住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制

警戒宣言が発せられた場合における社会的な混乱を防止するとともに、地震の発生に備え被害の未然防止及び軽減を図るため、各防災関係機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

第1 市災害対策本部の設置

【防災危機管理課・秘書広報課】

- ア 市は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがある場合は、直ちに市災害対策本部を設置する。
- イ 市災害対策本部は、流山市役所第1庁舎庁議室に設置する。
- ウ 市災害対策本部の組織は、地震災害対策・風水害等対策編第3章第1節第2「2 市災害対策本部の組織構成及び機能」による。
- エ 市災害対策本部の所掌事務
- (ア) 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集・伝達
 - (イ) 各防災関係機関の業務に関する連絡・調整
 - (ウ) 社会的な混乱の防止に関する施策の決定及び実施
 - (エ) 報道機関等への情報提供
 - (オ) 関係各課により情報収集を行うとともに、住民への冷静な行動の呼びかけ
 - (カ) その他必要な事項
- オ 市災害対策本部の配備体制は、地震災害対策・風水害等対策編第3章第1節第2「1 市災害対策本部の決定」の第1配備体制とする。

第2 各部の対応

【各課】

市災害対策本部の各部は、警戒宣言が発令された場合、次のような準備に入るものとする。

- ア 出張事務等の制限
- イ 庁内における火気使用の制限、危険物品等の整理、公用車の使用制限
- ウ 食糧、飲料水の確保及び点検
- エ 急傾斜地崩壊危険区域、道路、河川等の巡回点検
- オ 地震に伴う被害が発生した場合に備え、職員の参集及び各種応急対策の実施に対する体制の準備
- カ 各関係機関からの情報収集（医療機関の開設、電気・ガスの供給、交通機関の運行、生活必需品等の供給及び教育施設の対応等）
- キ 地震発生に備えた広報の実施
- ク 住民のとるべき措置及び各種関係機関からの情報についての広報

第3 各防災機関の活動体制

表 5-1-1 活動体制

機 関 名	内 容
流 山 警 察 署	ア 災害警備本部の設置 イ 警備要員の招集 ウ 関係機関との連絡調整 エ 情報の受理伝達等
陸 上 自 衛 隊 習志野駐屯地第1空挺団、 松戸駐屯地需品学校	ア 計画に基づき、災害派遣準備を実施
東日本電信電話(株) 千葉事業部	ア 情報連絡室の設置 東日本電信電話(株)千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 (ア)就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 (イ)休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
(株)NTTドコモ千葉支店	ア 情報連絡室の設置 NTTドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 (ア)就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 (イ)休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社 東京支社	ア 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 イ 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 ウ 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。
流鉄(株) 東武鉄道(株) 首都圏新都市鉄道(株)	ア 災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。
その他の防災機関	ア 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 イ 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

市は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対し対応措置について広報を実施する。

第1 警戒宣言の伝達

【災対本部事務局・予防消防班】

ア 市は、県から警戒宣言発令及び東海地震予知情報に関する情報を受けたときは、附編 第4章「第1節 東海地震注意情報の伝達」と同じ系統・手段をもって、防災対策の遂行上重要な機関、団体に対し、直ちに伝達する。

イ 一般住民に対しては各消防署（団）の協力を得て、警鐘、サイレン吹鳴による地震防災信号、防災行政無線及び広報車等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

表 5-2-1 地震防災信号

警 鐘	(5点) ●●●●● ●●●●●
サイレン	(約45秒) (約45秒) ●————— ●————— (間隔約15秒)
備 考	1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること。

ウ 伝達事項

警戒宣言が発せられた際の伝達する事項は、次のとおりとする。

- (ア) 警戒宣言等の内容
- (イ) 本市への影響予想
- (ウ) 各機関がとるべき体制
- (エ) その他必要な事項

第2 警戒宣言時の広報

【災対本部事務局・秘書広報班・予防消防班・警防班】

警戒宣言が発せられた場合には、駅、道路等において混乱が予想される。これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

また、各現場において混乱発生のおそれが予想される場合には、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な関係機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策本部及び必要な機関は、必要な情報を速やかに市民、市内各事業所等に対し、周知を図るための広報を行う。

なお、特に重要な広報は、あらかじめ広報文を定めておくものとする。

広報の項目は、次のとおりとする。

1 広報の項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ 地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- ウ 火気の使用自粛、水の汲み置き、機械器具及び家具類の転倒防止、劇・毒物薬品及び火薬類の保全、非常持出品の確認、その他災害を生じると予想されるもの等の防災措置の呼びかけ
- エ 急傾斜地など避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- オ 混乱防止のための呼びかけ

2 広報の実施方法

- ア 防災行政無線固定系システムによる広報の実施
- イ 広報車による広報の実施
- ウ 自主防災組織及び自治会等を通じた広報活動の実施
- エ 地震防災信号による地域住民への広報の実施（なお、大規模地震対策特別措置法により定められている地震防災信号については、広報紙等を通じて日頃から地域住民への周知徹底を図っておくものとする。）
- オ 市ホームページ、安心メール、ツイッター、エリアメール（NTT docomo）や緊急速報メール（au、SoftBank）による広報の実施

3 報道機関への発表

市災害対策本部は、警戒宣言が発せられた場合、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を行う。

第3 警戒解除宣言の伝達

【災対本部事務局・秘書広報班・予防消防班・警防班】

ア 附編 第4章「第1節 東海地震注意情報の伝達」と同じ系統・手段をもって、直ちに伝達する。

イ 伝達事項

警戒解除宣言の情報

第3節 警備対策

【流山警察署】

流山警察署は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、警備本部を設置する。

なお、警戒体制下活動として、次の活動を行う。

第1 基本的な活動

- ア 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集
- イ 避難指示、警告又は誘導
- ウ 警備部隊の編成及び事前配置
- エ 通信機材・装備資器材の重点配備
- オ 補給の準備
- カ 通信の統制
- キ 管内状況の把握
- ク 交通の規制
- ケ 広報

第2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

1 警備部隊の事前配置

- ア 主要駅等人的の集中が予想される場所
- イ 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- ウ 災害危険場所
- エ その他必要と認める場所

2 広報

広報内容	<ul style="list-style-type: none"> ア 警戒宣言の内容及び関連する情報 イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置 ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況 エ その他民心の安定を図るため必要な情報
広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ア パトロールカー、広報車等の警察車両 イ 警察用航空機及び警察用船舶による広報 ウ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報 エ 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防対策

【災対本部事務局・河川班・建設庶務班・予防消防班・警防班・消防団】

市及び消防本部は、警戒宣言が発せられた場合には、出火、水害、崖崩れ、建物その他の施設の倒壊防止等に関して、次の事項を基本として対応措置を講じるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 火災・水害等防除のための警戒
- ウ 急傾斜地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- エ 火災発生の防止、初期消火等に関する住民・事業所等への広報
- オ 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- カ 資機材の点検整備の実施
- キ 水防要員の確保
- ク 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するための重要水防箇所の点検

第5節 公共輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅ターミナル等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、関係機関は、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講じる。

第1 東日本旅客鉄道(株)の措置

1 警戒宣言の伝達

ア 機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。

イ 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。

ウ 旅客等への伝達は次による。

(ア) 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。

(イ) 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

2 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

ア 東日本旅客鉄道(株)の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道(株)本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。

イ 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

3 列車の運転規制

ア 警戒宣言が発令された時の市内の線区（常磐快速線、常磐緩行線、武蔵野線）の列車は、規制速度 45km/h の運転規制を行う。

イ 駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

4 主要駅の対応措置

ア 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。

イ 旅客の安全を図るため、次の措置を講じる。

(ア) 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。

(イ) 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。

(ウ) 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

5 乗車券の取扱い

ア 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。

イ 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。

ウ 強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

6 現業機関の長のとるべき措置

ア 出火防止措置

(ア) 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、止むを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講じる。

(イ) 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取扱の停止、制限等具体的措置をとる。

イ 建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講じる。

ウ 食糧及び飲料水の確保

(ア) あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食糧のあっせん及び非常用食糧の確認をする。

(イ) 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

第2 東武鉄道(株)、流鉄(株)、首都圏新都市鉄道(株)の措置

1 警戒宣言の伝達

駅・車内等において警戒宣言、地震予知情報等の放送を行い、旅客の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

2 混乱防止対策

駅、車内での混乱を防止するため、次の措置をとる。

ア 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力について広報を行う。

イ 警戒宣言時に報道機関を通じて、正確な運転状況を報道するとともに、時差退社等の呼びかけを行う。

ウ 駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知させるとともに、時差退社等を呼びかけ協力を要請する。

3 運行方針

各防災関係機関、報道機関及び東日本旅客鉄道(株)との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

なお、警戒宣言発令時の列車運行についての基本方針は、次のとおりである。

ア 発令当日

警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため一部列車の間引運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。

イ 翌日以降

震災時のダイヤとして一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を乗り入れ各社と調整の上実施する。なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

4 主要駅における対応

(1) 旅客の安全を図るための措置

ア 適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。

イ 状況により、改札止めの入場制限等を行う。

ウ 状況により、警察官の応援を要請する。

(2) その他の措置

ア 状況を運輸担当現業責任者に通報し、早めに要請する。

イ 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

5 列車の運転中止措置

車の運転確保に当たっては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一市民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、止むを得ず列車の運転を中止する場合がある。

6 その他の措置

工事箇所については、危険防止措置を講じ、あるいは工事を中止するほか、必要に応じて要注意箇所の点検、監視を行う。

第3 バス、タクシー等対策

(一社)千葉県バス協会、(一社)千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

【流山警察署・東日本高速道路（株）・首都高速道路公団（株）・
千葉国道事務所・東葛飾土木事務所・建設庶務班】

第1 警察の対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制対象道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

- ア 強化地域への一般車両流入抑制広報
- イ 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- ウ 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両）の確認事務

これらの交通対策の実施等によって生じる市内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

第2 道路管理者の対策

1 国土交通省関東地方整備局

ア 道路施設に関する対策

- (ア) 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。
- (イ) 地震発生危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努めるものとする。

イ 道路交通対策

- (ア) 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。
- (イ) 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送道路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを横断幕を用いて行うものとする。

ウ 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送道路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

2 東日本高速道路(株)

- ア 警戒宣言時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。
- イ 警戒宣言が発せられた場合は、道路巡回等により交通状況の把握に努め、次の交通対策を実施する。
 - (ア) 管理する高速自動車国道及び一般有料道路
県公安委員会が行う車両の強化地域方面への流出の制限等に係る措置に協力する。
 - (イ) 他道路管理者の管理する道路
関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。
- ウ 警戒宣言時において、道路管理上、次の対策を実施する。
 - (ア) 道路
道路巡回等により、道路状況の把握に努める。
 - (イ) 電気通信設備
地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。
 - (ウ) 工事中箇所
工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。

3 市及び県

警戒宣言が発せられた場合、それぞれの管理する道路の緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

- ア 危険箇所の点検
警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。
- イ 工事中の道路の安全対策
緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策

警戒宣言が発せられた場合には、次の対策を講じる。

第1 上水道対策

【水道庶務班・給水工務班・秘書広報班】

1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合であっても、原則として平常通りの供給を継続するものとする。

また、住民・事業所が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し円滑な供給を確保するとともに、発災に備えて、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

2 要員の確保、資機材の点検整備等

(1) 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水及び施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、指定給水装置工事事業者との連絡協力体制について確認する。

(2) 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材及び車両等の点検整備、補完強化を図る。

3 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設、設備の保安点検要領等をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合にはこれに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた以降は原則として薬品類の搬入を行わない。

ウ 浄水池、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民・事業所等の緊急貯水に対応できるように、送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

4 広報

警戒宣言が発せられた場合には、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

- ア 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること
- イ 発災に備え、飲料水・生活用水を貯水すること
 - (ア) 飲料水の汲み置き：ポリタンク等のフタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。
 - (イ) 生活用水の汲み置き：浴槽等を利用し、貯水する。
 - (ウ) その他：汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講じる。
- ウ 発災後、断水が発生した場合の連絡先及び応急給水体制

(2) 広報手段

- ア 報道機関（テレビ・ケーブルテレビ・ラジオ・新聞等）による広報
- イ 広報車による広報
- ウ 水道工事店等の掲示等
- エ ホームページによる広報等
- オ 安心メールによる広報

第2 下水道対策

【河川班】

(1) 施設等の保安措置

- ア 危険物を取り扱う処理場・ポンプ場の運転管理については、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。
- イ 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講じるとともに応急資機材の点検、整備を行う。

(2) 危険物等に対する措置

- ア 石油類等については貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。
- イ 塩素ガスについては、緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量の確認等のほか、塩素室の各扉の閉鎖、外部への漏洩防止策等状況に応じ必要な措置をとる。

第3 電気対策

【東京電力パワーグリッド(株)東葛支社】

1 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電気の供給は継続するものとする。

2 要員・資機材の点検確保

(1) 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合等の情報を知ったときは速やかに所属する事業所に参集する。

(2) 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇及び発電機車等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

3 施設の予防措置

警戒宣言が発せられた場合には、東海地震予知情報に基づき、電気施設に関する次に掲げる予防措置を講じる。この場合において、地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

(1) 特別巡視及び特別点検

東海地震予知情報等に基づき、電気施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

(2) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じて緊急時運用体制の確立を図る。

また、東日本電信電話(株)、鉄道、警察、消防等の関係機関との連携を密にし、通信網の確保に努める。

(3) 応急安全措施

仕掛工事及び作業中の各電気施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

4 広報

感電事故もしくは漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 広報内容

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと
- イ 断線、電柱の倒壊・折損等を発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること
- ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること
- エ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと
- オ その他必要な事項

(2) 広報手段

- ア 報道機関（テレビ・ケーブルテレビ・ラジオ・新聞等）による広報
- イ 広報車等による広報

第4 ガス対策

【京和ガス(株)・京葉ガス(株)・ケーイージー・クレックス・住商液化ガス・流山簡易ガス・日本瓦斯・三輪液化ガス・東上ガス】

1 京葉ガス(株)

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造、供給は原則として継続することとし、地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じる体制を確立する。

(2) 人員の確保・資機材の点検整備等

ア 人員の確保

(ア) 勤務時間内

全社員に警戒宣言の発令を伝達し、あらかじめ決められた要員は本部の指示に従う。

(イ) 勤務時間外

要員に電話等により出動を指示する。

なお、要員がラジオ、テレビ等で警戒宣言の発令を覚知した場合には、動員は自動発令されたものとする。

(ウ) 工事会社の動員

当社の指示により、必要に応じて動員を行い、警戒体制に入る。

イ 緊急用工具、資機材、車両の準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

(ア) 初動措置に必要な車両・燃料を確保し、配置するとともに、緊急用工具、資機材の点検を行う。

(イ) 非常用の食糧、飲料、医薬品等を手配、準備する。

(3) 施設の保安措置等

ア ガス工作物等の巡視・点検の準備

あらかじめ定めたガス工作物等の巡視・点検を行うための体制を準備する。

イ 連絡網の確認及び統制

無線及び電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。

ウ その他の保安措置

本社、事業所等の見学者、来訪者等に対して警戒宣言が発令された旨を伝達し、避難、帰宅させる。

エ 工事等の作業の中止及び制限

工事現場では直ちに作業を中止し、安全措置を講じて警戒体制に入る。

その他の者は日常生活を制限し、地震が極度に切迫した場合、直ちに安全な状態で作業を中止できるようにする。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。また、大口需要家及び地下街、地下室等に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

ア 広報内容

- (ア) 引き続きガスを供給していること。
- (イ) 避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法
- (ウ) 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意

イ 広報手段

- (ア) 広報車により、直接需要家に呼びかける。
- (イ) 防災関係機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道による広報について協力を要請する。

2 京和ガス(株)及び他のガス会社

(1) 基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じる体制を確立する。

(2) 人員の確保・資機材の点検整備等

ア 人員の確保

(ア) 勤務時間内

社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ラジオ、テレビ等で警戒宣言の覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。

(イ) 勤務時間外

伝達経路に従い、電話等で情報を受けた場合は、所属課所又はあらかじめ指示された箇所に出動し、地震災害警戒本部の指示に従う。なお、ラジオ、テレビ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。

(ウ) 工事会社の動員

当社の指示により動員を行い、警戒体制に入る。

供給所、主要バルブ及び主要整圧器の巡視点検を行うとともに、要員を配置する。

イ 緊急用工具、資機材、車両の準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

- (ア) 初動措置に必要な車両を確保し、配置するとともに、緊急用工具、資機材の点検を行う。
- (イ) 非常用の食糧、飲料水、医薬品等を手配、準備する。

(3) 施設の保安措置等

ア 連絡網の確認及び統制

無線、電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。

イ 施設の巡視、点検

(ア) ガス供給施設（あらかじめ緊急指定したもの）の巡視、点検を行う。

(イ) 主要バルブ、主要整圧器の巡視、点検を行う。

ウ 工事等の作業の中止と安全装置

警戒宣言発令後、社員、工事会社作業員、サービス店作業員は、需要家又は地先における作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。また、特定地下室等及び第一種保安物件に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

ア 広報内容

(ア) 引き続きガスを供給していること。

(イ) ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱方法

(ウ) 避難する際のガス栓及びガスメーターコックの処理方法

(エ) 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意

イ 広報手段

(ア) 広報車により、直接需要家に呼びかける。

(イ) 防災関係機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

(5) その他

ア 関係省庁、自治体、消防及び警察等との連絡について対策を協議し、協力体制をつくる。

イ 緊急を要するもの以外の電話使用は控えさせる。

ウ 社員等の退社時刻を集中させずに分散させる。

第5 通信対策

【東日本電信電話(株)千葉事業部・(株)NTTドコモ千葉支店】

警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般住民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

1 東日本電信電話(株)

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

ア 就労中の職員は、原則として応急対策等の所定業務に従事する。

イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言が発報後、速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

東日本電信電話(株) (NTT) 千葉事業部の情報連絡室は、次の場所に設置する。

設 置 場 所	千葉災害対策室 (NTT 幕張ビル 8F)
電 話 番 号	043-211-8652

(3) 資機材の点検・確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機等の点検、確認

イ 応急ケーブル等災害復旧用資材及び車両の確認

ウ 工事中施設等の安全措置

(4) 応急対策

防災関係機関等の重要加入者からの通話は、最優先で疎通を確保するとともに、一般市民からの通話も可能な範囲で疎通を確保し、次のとおり対処する。

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般住民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

(ア) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないように、トラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑色、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

イ 営業窓口

平常業務を行う。

ウ 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

2 (株)NTTドコモ

(1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話(株)に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

- ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認
- イ 災害復旧用資機材、車両の確認
- ウ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。
- イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

第8節 学校・病院・要配慮者関連施設等対策

第1 学校対策

【学校教育班】

教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には児童・生徒の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため公立学校（幼稚園を含む。）については、各学校において、あらかじめ保護者引き渡しまでの手順を明確に定め、周知徹底する。

ア 児童・生徒等への措置

- (ア) 在校中に警戒宣言が発せられた場合における児童生徒等の保護の方法については、通学方法、通学距離、時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者の意見を聞いた上で実態に即して具体的に定める。
- (イ) 登下校中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合における措置について、あらかじめ児童生徒等及び保護者に周知徹底する。

イ 学校・教職員の対応

- (ア) 警戒宣言が解除されるまでは、臨時休校とする。
- (イ) 防災上急務と思われる校舎内外の施設、設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、必要な措置をとる。
- (ウ) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (エ) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

第2 病院対策

【医療機関】

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては市医師会及び市歯科医師会を通じて対応を要請する。

- ア 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- イ 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- ウ 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- エ 入院患者の安全確保に万全を期す。
- オ 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- カ 水及び食糧の確保を図る。

第3 要配慮者関連施設等対策

【救援庶務班】

保健福祉部は、警戒宣言が発せられた場合において、所管する各要配慮者関連施設で迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要配慮者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、収容施設の別及び通所（園）者、収容者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

ア 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

イ 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等

ウ 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

エ 通所（園）者、収容者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食糧、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保

オ 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

カ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置

キ その他必要な事項

第 9 節 避難対策

【災対本部事務局・避難誘導救援班・警防班】

警戒宣言発令時においては原則として避難する必要はないが、地震の発生により崖崩れ等の危険性が高い地区にあっては、住民の生命及び身体を保護するため、避難指示を行い、対応措置を講じるものとする。

なお、避難対策は、地震災害対策・風水害等対策編第 3 章「第 5 節 避難計画」により実施するものとする。

第10節 救護救援対策・防疫対策・保健活動対策

第1 救護救援対策

【救護班・警防班・医療機関・日本赤十字社】

1 救護班

- ア 警戒宣言が発せられた場合には、救護班を設置し、職員を非常招集するとともに、関係機関との情報交換を密にする。
- イ 医薬品、医療機器等の確保、配置及び点検を行う。
- ウ 救護班の出動要請に備え、救護班は医薬品・医療機器等を整備し、出動準備を整える。

2 医療関係機関の対応

市医師会及び市歯科医師会の対応は、次のとおりとする。

- ア 市医師会及び市歯科医師会会員に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう依頼する。
- イ 会員及び医療機関に対して、発災による負傷者への対応を要請する。

3 日本赤十字社千葉県支部に対する要請

ア 非常無線通信体制と統制局の設置

情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は傍受体制を整えるものとし、支部基地局（につせきちば）が統制局となる。

イ 血液業務

負傷者に対する血液供給体制の強化を図るため、発災に備えあらかじめ血液供給体制を整備しておくよう要請する。

ウ 応急救護出動要請

応急救護等が不足した場合に備え、あらかじめ出動要請の連絡体制を整備しておくよう要請する。

エ 生活物資等の要請

生活物資、防災資材、人員等が不足した場合に備え、あらかじめ連絡体制を整備しておくよう要請する。

第2 防疫対策

【防疫衛生班・松戸健康福祉センター（松戸保健所）】

災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。

- ア 防疫作業員の雇用及びその組織化等の準備
- イ 災害発生後必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認
- ウ 飲料水の安全確保

第3 保健活動対策

【避難誘導救援班・松戸健康福祉センター（松戸保健所）・医療機関】

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

- ア 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・避難行動要支援者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、災害時要援護者の健康状態の把握等情報収集を行う。避難行動要支援者の把握についてはプライバシー保護に十分注意する。
- イ 避難者の健康管理及び要支援者への処遇調整を行う。
- ウ 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は松戸健康福祉センター通じ県に派遣依頼をする。
- エ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

第11節 その他の対策

第1 食糧、医薬品の確保

【物資輸送班・救護班】

市は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食糧、医薬品を確保するため、次の措置を講じる。

なお、食糧、医薬品の確保は、地震災害対策・風水害等対策編第3章第6節「第1 医療救護活動」及び、第3章第7節「第2 食糧の配布」により実施するものとする。

第2 緊急輸送の実施準備

【財務会計班・建設庶務班】

県及び各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。

なお、緊急輸送の実施準備は、地震災害対策・風水害等対策編第3章第7節「第4 緊急輸送」により実施するものとする。

第3 市が管理運営する施設対策

【財務会計班・教育部】

警戒宣言が発せられた場合においては、各施設管理者は原則として開館を自粛する。この場合、図書館、博物館等の個人使用形態をとる施設は個人施設利用者に、体育館等団体利用形態をとる施設は主催責任者にそれぞれ協力を呼びかけるものとする。

なお、各施設においては職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じるものとする。

第4 市税、使用料等の申告、納付等に関する措置

【財務会計班・関係機関】

警戒宣言発令時における市税、使用料等の取扱いは、次のとおりとする。

ア 警戒宣言発令による社会的な混乱の発生に伴い、市税、使用料等の申告、納付等が困難な場合には、状況に応じ期限の延長等の措置について、適切に対処する。

イ 警戒宣言発令に引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税及び使用料等の減免、申告及び納付期限の延長等について、適切な措置を講じる。

第5 その他（危険な動物の逃走防止）

【防疫衛生班・松戸健康福祉センター（松戸保健所）】

警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

- ア 危険な動物の飼育及び保管に関する条例により、あらかじめ届け出た緊急措置をとる。
- イ 動物が施設から逃走したときは、同条例により、知事、周辺市町村長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講じる。

第6章 市民等のとるべき措置と対応

【防災危機管理課（災対本部事務局）・消防防災課（予防消防班）】

東海地震が発生した場合、本市域においても震度5強程度になることが予想される。地域によっては、石塀・ブロック塀の倒壊、壁の亀裂、軟弱地盤の沈下、崖崩れ等の被害が生じ、負傷者等の人的被害の発生が懸念されるほか、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的な混乱が発生することも予想される。

このため、国、県及び市を始め各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、各事業所がそれぞれの立場で自主的に防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、住民等が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時に、それぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置と対応

区分	とるべき措置
平常時	<p>ア 家や塀の耐震化を促進する。 (ア) わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 (イ) ブロック塀、石塀、門柱等を点検し、不適合なものは改築・補強する。</p> <p>イ 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 (ア) タンス、食品棚、ピアノ等の重い家具及び倒れやすい家具は壁に固定する。 (イ) 家具類の上に、重いものやガラス類を置かない。 (ウ) 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</p> <p>ウ 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 (ア) ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 (イ) プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 (ウ) 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 (エ) 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。</p> <p>エ 消火器、消火用水の準備をする。 (ア) 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 (イ) 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。</p> <p>オ 非常用飲料水及び食糧の準備をする。 (ア) 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日以上準備しておく。（1人1日分の最低必要量：約3リットル） (イ) 食糧は、長期間保存できる食品（米、クラッカー、インスタント食品、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょうゆ、塩等）を、3日分程度準備しておく。</p> <p>カ 救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾等を、救急箱等に入れて準備しておく。 また、処方箋のコピーを用意しておく。</p> <p>キ 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> <p>ク 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>ケ 感染症対策の準備をする。 マスク、消毒液、体温計等を準備しておく。</p> <p>コ 防災講習会、訓練へ参加する。 市や自主防災組織等が行う防災講習会、防災訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>サ 家族で、対応措置の話し合いをする。 (ア) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時におけるそれぞれの役割分担を話し合っておく。 (イ) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるため、各自の行動予定を話し合っておく。 (ウ) 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>サ 自主防災組織に積極的に参加する。</p>

区分	とるべき措置
東海地震注意情報の発表から発令されるまでの警戒宣言が	<p>ア テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>イ 電話の使用を自粛する。</p> <p>ウ 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>エ 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>オ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>ア 警戒宣言情報を入手する。</p> <p>(ア) 市の地震防災信号（サイレン、警鐘等）に接したときは、直ちにテレビ、ラジオ等で正しい警戒宣言情報を入手する。</p> <p>(イ) 県、市、警察署、消防本部等防災関係機関の関連情報に注意する。</p> <p>イ 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>(ア) 家具、棚等の上の重いものをおろす。</p> <p>(イ) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等を貼る。</p> <p>(ウ) ベランダ等に置いてある物を片付ける。</p> <p>ウ 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。</p> <p>(ア) 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</p> <p>(イ) ガス器具等の安全設備を確認する。</p> <p>(ウ) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。</p> <p>(エ) 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>エ 消火器及び消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>オ ブロック塀、石塀及び門柱を点検する。</p> <p>危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>カ 非常用飲料水及び食糧を確認する。</p> <p>キ 救急医薬品を確認する。</p> <p>ク 生活必需品を確認する。</p> <p>ケ 防災用品を確認する。</p> <p>コ 電話の使用を自粛する。</p> <p>県、市、放送局、防災関係機関に対する電話による問い合わせはひかえる。</p> <p>サ 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>(ア) 路上に駐車中の車両は、空き地又は駐車場に移動する。</p> <p>(イ) 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>シ 幼児、児童生徒、高齢者及び病者の安全を確保する。</p> <p>(ア) 幼児、児童生徒、高齢者及び病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。</p> <p>(イ) 幼児、児童生徒が登園又は登校している場合は、定められた園、学校との打ち合わせ事項により、対応措置をとる。</p> <p>ス エレベーターの使用を避ける。</p> <p>セ 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>ソ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

第2節 自主防災組織のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<p>ア 組織の編成と各班の役割を明確にする。</p> <p>イ 防災知識の普及活動を行う。 (ア) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (イ) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、崖崩れ等の災害危険箇所を把握する。 (ウ) 地域内の消防水利を把握する。 (エ) 地域内のブロック塀、石塀、門柱及び擁壁等の安全点検を行う。 (オ) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</p> <p>ウ 防災訓練を行う。 災害時に備えて、情報連絡訓練、消火訓練、給食・給水訓練及び救出・救護訓練等を行う。</p> <p>エ 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 (ア) 各戸に対して、火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 (イ) 各戸に対して、易・可燃性物品の点検を指導する。 (ウ) プロパンガスボンベの点検を指導する。</p> <p>オ 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて、情報連絡用、初期消火用、水防用、救出・救護用及び給食・給水用資材を整理しておく。</p> <p>カ 情報の収集、伝達体制を確立する。 (ア) 市、消防署等の防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 (イ) 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。</p>
東海地震注意情報の発表から発令されるまでの警戒宣言	<p>ア テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>イ 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。</p>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>ア 自主防災組織の活動体制を確立する。 (ア) 自主防災組織の編成を確認する。 (イ) 自主防災組織本部を設置する。 (ウ) 自主防災組織の役割分担を確認する。</p> <p>イ 市及び消防署等の防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。</p> <p>ウ 地域住民に対して、住民のとるべき措置を呼びかける。</p> <p>エ 防災資材等を確認する。</p> <p>オ 幼児、児童・生徒、高齢者及び病者の安全対策措置を呼びかける。</p> <p>カ 飲料水・食糧の確保及び調達方法を確認する。</p>

第3節 事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<p>消防法により、消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者にあたる者）を定め、防災計画を作成しておくものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は、次のとおり。</p> <p>ア 自主防災体制の確立 (ア) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 (イ) 組織の役割分担の明確化</p> <p>イ 教育及び広報活動 (ア) 従業員の防災知識の高揚 (イ) 従業員の安否確認方法 (ウ) 従業員の顧客に対する安全対策措置に関する教育研修 (エ) 従業員の帰宅対策</p> <p>ウ 防災訓練 災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出・救護訓練及び顧客の誘導訓練</p> <p>エ 危害防止対策 (ア) 施設及び設備の定期点検 (イ) 商品、設備器具及び窓ガラス等の破損・転倒又は落下防止措置</p> <p>オ 出火防止対策 (ア) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 (イ) 消防水利機材の整備点検 (ウ) 商品の整備点検 (エ) 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>カ 防災資機材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出・救護用及び給食・給水用資機材等の整備</p> <p>キ 情報の収集、伝達体制の確立 (ア) 市及び消防署等の防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客及び従業員に対して伝達する体制の確立 (イ) 事業所の実情に応じた収集伝達すべき情報の選定</p>
東海地震注意情報の発表から発令されるまで	<p>ア テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>イ 自衛防災体制を準備・確認する。</p> <p>ウ 消防計画等により、警戒宣言時にとるべき措置を準備・確認する。</p> <p>エ その他顧客及び従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>

第6章 市民等のとるべき措置と対応
第3節 事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>ア 自衛防災組織の活動体制を確立する。 (ア) 自衛防災組織の編成を確認する。 (イ) 自衛防災本部を設置する。 (ウ) 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>イ 情報の収集、伝達体制をとる。 市及び消防署等の防災関係機関もしくはテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客及び従業員に対して伝達する。</p> <p>ウ 危険防止措置を確認する。 (ア) 施設・設備を確認する。 (イ) 商品、設備器具及び窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>エ 出火防止措置を確認する。 (ア) 火気器具等の使用は、原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 (イ) 火気使用場所及び周辺を確認する。 (ウ) 消防水利、機材を確認する。 (エ) 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>オ 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出・救護用及び給食・給水用資機材等を確認する。</p> <p>カ 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>キ 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、百貨店、スーパー及び旅館等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>ク 石油類、火薬類及び高圧ガス等による出火又は爆発等により、周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>ケ バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>コ 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>サ 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局、防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>シ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>